島根県公立学校非常勤講師募集要項

平成30年10月4日 島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、県立高校非常勤講師を以下のとおり募集します。

- 1 募集人数 非常勤講師 1名
- 2 勤務地

島根県立江津工業高等学校

[任用期間:平成30年10月15日~平成31年3月31日の間で県が命じた期間]

- 3 勤務内容 江津工業高校において地歴・公民の授業を担当します。
- 4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。
 - ○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
 - ○高等学校教諭普通免許状(社会または地理歴史・公民)所有者
 - ○一般的なパソコン操作(ワード、エクセル等)ができる者
 - ※選考において教育職員経験者(臨時的任用を含む)を考慮します。
- 5 出願手続
 - (1) 出願期間 随 時
 - (2) 出願書類

次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送 (簡易書留) または持参ください。なお、 封筒の表に「非常勤講師出願書類在中」と朱書してください。

- ① 履歴書(上半身を撮影した写真を貼付)
- ② 志願票(本要項最終項に掲載)

<出願書類提出先>

〒690-8502 島根県松江市殿町 1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6308

※履歴書は、市販(JIS 規格)のもの又は島根県教育委員会のトップページから学校 企画課のホームページに入っていただき、「臨時的任用教員等採用志願票(様式 2)」 をダウンロードして使用のこと。

◇「臨時的任用教員等採用志願票(様式2)」のダウンロード先

http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/koushirec.html

- ※必ず教員免許状の種類・教科等を記入すること。
- ※既に島根県教育委員会に講師登録済みの者は、新たに志願する必要はありません。

6 勤務条件

(1) 給 与

- ○報酬は、1時間当たり2,710円を支給します(昇給はありません)。また、通勤 手当相当額は、取扱要綱に基づき支給します。
- ○退職手当は支給しません。
- ○災害補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ○1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ任用期間が31日以上の場合は 雇用保険法を適用します。
- ○1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ任用期間が2ヶ月を超える場合は健康保険、厚生年金保険を適用します。

(2) 勤務時間

○週当たり6時間程度

(3) 休 日

- ○日曜日及び土曜日
- ○国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- ○12月29日から翌年の1月3日まで(前項の日を除く)

(4) 休 暇

- ○有給休暇…雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務した後に上限を10日として 週当たりの勤務日数により付与されます。
- ○その他の休暇…産前産後休暇、育児時間、生理休暇など

7 選考方法

- ○書類選考の上、必要に応じて面接審査により行う。
- ※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

- ○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。
- 9 出願書類提出先・問い合わせ先

 $\mp 690-8502$

島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6608

島根県公立学校非常勤講師志願票

記入日 平成 年 月 日 ふりがな (名) (姓) 志願者氏名 \mp 現 住 所 連 絡 先 (携帯電話等) 所有教員免許状 (取得見込を含む) ※所有するもの全て記入 有効期間満了日又は修了確認期限 平成 年 月 日 (連絡事項)